

令和元年11月12日

総合評価方式入札に係る落札者決定基準の一部を次のように改正します。

改正後				改正前			
我孫子市の工事成績評定点	<p>過去2か年度に工事成績の通知を受けた我孫子市の工事のうち、契約金額が500万円以上の工事における工事成績評定点及び工事成績評定点の平均値並びに60点未満の工事成績を受けた実績を評価する。</p> <p>ただし、解体工事については、評価の対象外とする。</p>	平均値80点以上	6.0	我孫子市の工事成績評定点	<p>〇〇年度・〇〇年度に工事成績の通知を受けた我孫子市の工事のうち、契約金額が500万円以上の工事における工事成績評定点及び工事成績評定点の平均値並びに60点未満の工事成績を受けた実績を評価する。</p> <p>なお、工事成績評定点は、対象年度内に500万円以上の工事の工事成績評定が無い場合は工事成績評定点の平均値を65点とし、対象年度内に500万円以上の工事を受注しているにもかかわらず、繰越等により工事成績評定点がない場合は、工事成績評定点の平均値を有する年度のみ平均値を全体の平均値とする。</p> <p>ただし、解体工事については、評価の対象外とする。</p>	平均値80点以上	6.0
		平均値65点以上80点未満 (5.0×(工事成績-65)÷15)	5.0 ~0			平均値65点以上80点未満 (5.0×(工事成績-65)÷15)	5.0 ~0
		工事成績評定点なし	0			工事成績評定点なし	0
		平均値60点以上65点未満	-1.0			平均値60点以上65点未満	-1.0
		上記に係わらず、平均値が60点以上の者で 過去2か年度 に60点未満の工事成績の通知を一度受けた者	-2.0			上記に係わらず、平均値が60点以上の者で 〇〇年度・〇〇年度 に60点未満の工事成績の通知を一度受けた者	-2.0
		上記に係わらず、平均値が60点以上の者で 過去2か年度 に60点未満の工事成績の通知を複数回受けた者	-3.0			上記に係わらず、平均値が60点以上の者で 〇〇年度・〇〇年度 に60点未満の工事成績の通知を複数回受けた者	-3.0
	平均値60点未満	-5.0		平均値60点未満	-5.0		